

第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本方針

女性の社会参加、経済構造の変化などにより、子どもたちが生まれ育つ家庭や環境が大きく変化しています。核家族化、少子化が進み、地域や家庭での子育て機能が希薄化してきています。

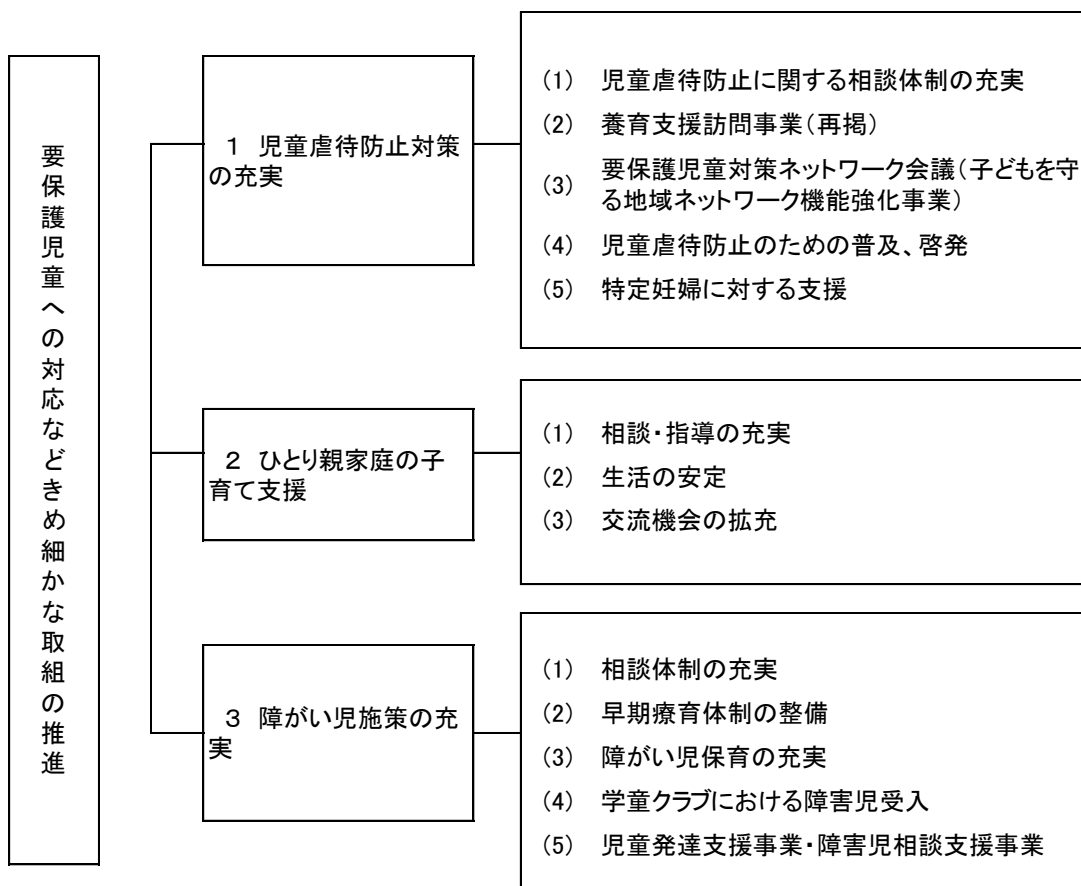
安心して子どもを生き育てられる環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりに取組み、特に支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めます。また、子どもの成長発達段階に応じた施策の展開を図ります。

養育機能の弱い家庭への相談・支援体制の充実に努め、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

施策の方向

具体的な施策

事業名



< 1 > 児童虐待防止対策の充実

（1）児童虐待防止に関する相談体制の充実

増加し続ける虐待相談に対応するため、平成23年度からこども支援課内に家庭こども相談室を設置し、相談体制の強化を図りました。また、平成25年度からは、養育支援訪問事業によりヘルパーを派遣して保護者への相談・指導も行っています。

近年は、家庭相談員が対応する相談内容も専門的な関わりの必要なケースや困難ケースも増加していることから、要保護児童対策ネットワーク会議をさらに活用し、関係機関との連携を強化していきます。

また、相談業務の事務の効率化を図るとともに、家庭相談員については、その勤務体制を見直し、虐待対応に関する研修等を積極的に受講してスキルアップを図るなど、児童虐待に対する相談体制を充実していきます。

表 16 虐待対応件数の推移

年度	事由別人数					終了	継続	措置			
	身体	性的	心理	ネグレクト	計			自宅	一時保護	施設	
										児童養護施設	乳児院
H21	27	2	23	19	71	30	41	56	0	15	0
H22	35	3	34	21	93	34	59	79	0	13	1
H23	46	1	34	24	105	51	54	94	0	10	1
H24	37	3	38	41	119	37	82	103	2	13	1
H25	62	3	35	40	140	54	86	111	9	15	5

（2）養育支援訪問事業（再掲）P40

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

（3）要保護児童対策ネットワーク会議（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

児童虐待への対応は、迅速に情報を関係機関に繋ぐとともに、速やかに、かつ的確な対応を行う必要があります。

しかし、家族が抱える多くの問題を長期にわたって支援する必要があることから、関係者や関係機関との連携が重要となってきます。

そのため本市では、平成18年度に要保護児童対策地域協議会として「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築しています。

虐待通告に対する迅速な対応はもとより、児童相談所をはじめとした関係機関との連携に力を注ぎ、主任児童委員を対象とした研修会や学校の教職員との勉強会を開催するなど、地域での見守りと連絡体制を強化することで児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図っていきます。

参考項目 P32 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
<1>支援事業の見込み及び確保の方策
【9】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（4）児童虐待防止のための普及、啓発

虐待に対する支援は、発見、通告から始まります。なかでも集団に属していない就学前児童については、近隣・知人からの通告が虐待の発見に必要不可欠であり、また、集団に属している児童についても、関係機関での迅速な対応が重要となります。

虐待に苦しむ児童に対しての支援を少しでも早く開始するため、市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるように意識啓発を図っていく必要があります。

そのことから、オレンジリボン運動など、虐待防止のための普及啓発活動に積極的に取り組み、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施していきます。

（5）特定妊婦に対する支援

妊娠届出により把握された、特に支援の必要な妊婦に対して「特定妊婦」として妊娠中から保健師・助産師等が関わりを持ち、支援をしています。

虐待が、望まない妊娠等によることが大きな原因となっていることから妊娠期から継続した支援を行う必要があり、出産直後から、医療機関と連携しながら育児支援をしていきます。

また、要保護児童対策ネットワーク会議を活用し関係機関との連携を強化していきます。

＜2＞ ひとり親家庭の子育て支援

（1）相談・指導の充実

ひとり親家庭が抱える問題の早期解決を促進するため、関連制度の周知に努め、婦人相談員、家庭相談員等による生活相談・指導、その他相談ネットワークにより問題解決を促進することが必要です。

今後も、ますます多岐にわたる問題を解決するため、相談ネットワークを形成して対処していくとともに、関連制度の周知や虐待の連絡があった場合等の速やかな対応を進めていきます。

（2）生活の安定

1）生活の支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童手当、児童扶養手当、遺児手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成や福祉資金の貸付による経済的援助、緊急時の対応としての介護人の派遣、市営住宅の提供などの住まいの確保に対する支援など、今後も制度の周知徹底に努め、総合的な対策を適切に実施していきます。

2）母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

指定された「教育訓練講座」を受講した場合に、その受講に要した経費の一部を助成しています。今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母及び父子家庭の父の就職に向けた資格・技能の取得に対して支援していきます。

3）高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や介護福祉士などの生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、修業期間においての生活負担の軽減を図ることを目的とし、一定期間について給付金を支給しています。

今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母及び父子家庭の父の資格取得に対して支援していきます。

（3）交流機会の拡充

共通の問題を抱えるひとり親家庭同士で励まし合いながら、子育てを乗り切ることができるよう、交流機会の拡充に努めます。

＜3＞ 障がい児施策の充実

（1）相談体制の充実

親が感じる子育て上の問題には、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、疾病などによるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身状態の不調などによるもの、家庭や地域など親子を取り巻く環境との関係で生じるもの、あるいは支援の不足によるものなど多面的な要素を含んでいます。

また、一部には発達障害などが原因になっている場合があり、発達障害についての認識が広まるとともに子どもの発達に関する相談も増加してきています。他方で、育児に取り組む親自身に発達障害があり、育児困難に陥っている場合もあります。

親子が適切な支援を受けるために、本市では昭和56年から発達相談を開始し、平成7年より2名の相談員体制で実施しています。乳幼児健康診査や県で実施している乳幼児二次健康診査、医療機関との連携などにおいて的確な評価と課題に合った適切な保健指導を今後も実施していきます。

「発達支援センターあおば園」の登録園児数も年々増加しており、今後は保育所・児童館・幼稚園・認定こども園・特別支援学校における早期教育相談、とちぎりハビリテーションセンター等関係機関や学校教育とのより一層の連携を図るなど、課題を長期に抱える障がい児やその家族の支援とともに、継続的な支援体制や家族同志の交流の場の確保等支援を進めていきます。

多胎児の出産や低体重児出産の増加等、子どもの発達の課題や少子化・核家族化など育児スタイルの変化等による育児不安から、子どもの発達へ影響を及ぼすケースも増加してきており、育児支援のニーズは一層高まってきています。

（2）早期療育体制の整備

障がいをもつ子どもを抱える家庭の療育ニーズの受け皿となる、総合的な相談窓口の設置や医療ソーシャルワーカー等を中心に関係機関と連携し、子どもの状況にあわせた療育プログラムを作成し、そのプログラムに基づき保育所・幼稚園・認定こども園・学校への療育指導體制の整備を図ることが必要です。

そのために本市では、発達に課題を抱える児童を早期に発見し、適切な療育、就学に向けた一貫性のある総合支援のため、『のびのび発達相談事業』や『就学支援ノー

ト』等を実施するなど、実施体制を整備していきます。

（3）障がい児保育の充実

障がいをもつ子どもも、ともに生活する社会を形成するため、子どもの成長の可能性を迫及できる条件を整備し、より良い発達の向上に努め、障がい児保育の充実を図ることが必要です。

現在、本市では障がいの有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう制度を整え、保育所等で障がい児を受け入れています。

今後、さらに充実した保育を実施するため、臨床心理士等専門指導者による巡回相談事業や、市内児童発達支援施設「こども発達支援センターあおば園」と連携した療育体制を通して、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭の連携をはかり、児童の発達の支援を推進していきます。

（4）学童クラブにおける障がい児受入

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、子どもの成長過程でとても大切であり、障がいのある子の発達を促す重要な役割があります。

各クラブにおいて障がいのある子を安心して受入れられるように、市では、学童の指導員を対象とした発達支援指導者研修会を実施しております。

現在、障害児については、全てのクラブにおいて受け入れることができます。

今後も引き続き受け入れをし、さらには、障がい児の日中活動の場を確保する、「日中一時支援事業」の事業者などとも連携を図りながら進めていきます。

（5）児童発達支援事業・障害児相談支援事業

現在、本市では「こども発達支援センターあおば園」において指定障害児通所支援事業者として、「児童発達支援事業」を実施しており、年々利用が増加しています。

また、平成26年度から指定障害児相談支援事業者としての「障害児相談支援事業」がスタートします。

今後も、より質の高い施設サービスを提供するため、サービス提供事業者における自己評価の実施を促進し、評価結果のサービスへの反映を図ります。

また、「鹿沼市障がい福祉計画」とも連携し、事業を推進していきます。